

通所介護事業 龍ヶ岡 利用料金表

(介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業A6) 5H～7時間未満

(令和6.6.1改正)

1単位は10.45円

(1) 介護保険法により必ずお支払い頂くもの

①介護度別サービス費(介護報酬の1割～3割負担)

(総単位数×介護職員等処遇改善加算(9.2%)×10.45(1～3割)(1日あたり利用料金)

介護度 介護度	ご利用 時間	サービス費	サービス提 供体制強化 加算(I)	生活機能向 上グループ活 動加算	合計 単位	介護職員等 処遇改善加 算(I)	利用料金 1割	利用料金 2割	利用料金 3割
要支援1	5H～7H未 満(7H～ 9H未満)	1,798単位	88単位	100単位	1,986単位	183単位	¥2,267	¥4,534	¥6,800
要支援2		3,621単位	176単位	100単位	3,897単位	359単位	¥4,448	¥8,895	¥13,343

②介護保険法によりお客様の状態に応じて実施した場合にお支払いいただく費用

※利用者の状況に応じていただく介護報酬

サ ー ビ ス 項 目	1日あたり単位数
1.若年性認知症利用者受入加算	240 単位/月
2.生活機能向上連携加算(I)	100 単位/月
3.科学的介護推進体制加算	39 単位/月
4.通所型送迎減算	-47 単位/片道

※ 事業実施区域内・・・龍ヶ崎市内及び当事業所より10キロメートル以内の隣接市町村(牛久市、つくば市、取手市、稲敷市、利根町、河内町、)とする。

※ ご利用者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一たんお支払いいただきます。認定後は自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

通所介護事業龍ヶ岡利用料金表

(2) 介護保険給付の対象とならないサービスで実費でお支払いいただくもの

サービス項目	ご利用料金	
昼食代	ご利用者様に提供する食事にかかる費用	600円（おやつ代を含む） 夕食代（500円）
取消料	利用当日にご利用者様の都合で取消しする場合（ただし午前8時30分までに連絡した場合はこの限りではありません）	食事代相当額600円
教養娯楽費	ご利用者様のご希望で実施するレクリエーションやクラブ活動の材料費等の費用です。 （外出行事の入場料、入園料等は実費となります。）	要した費用の実費
通常時間外送迎料金	通常の送迎時間外に送迎する場合の料金です。 ・ご利用者様の身体状況等により個別送迎が必要な場合 ・体調不良等で、通常の送迎時間外に個別送迎した場合	2,000円/回
時間外サービス	サービス提供時間（10：00～16：00）を越えるサービスを実施した場合に時間帯に応じ料金をいただきます。	早朝 ・8：30～9：00（1,000円） 夕方 ・17：00～17：30（1,000円） ・17：30～19：00（2,000円） 上記時間を越えるサービスについては要相談とします。
おむつ	おむつをご使用の方は、必要分を持参いただきます。 （不足した場合は、施設のものを提供します。）	はくタイプ1枚 200円 テープ付 1枚 150円 尿取りパット1枚50円
医療用品	*処置を受けている場合または処置が必要な場合は交換に必要な医療用品一式を用意してください。	要した費用の実費
日常生活品の購入	通常サービスに要する費用は無料ですが、ご利用者様のご要望により購入した場合	要した費用の実費
その他必要に応じ行う介護保険適用外	ご利用者様と施設、双方で協議の上、決めさせていただきます。	

※ 経済状況等の変化によりやむを得ず相当な額に変更することがあります。その場合には事前にご説明いたします。